

令和6年度 妊娠前検査費の助成申請について

えひめ人口減少対策総合交付金を活用し、妊娠前検査にかかった費用の一部を助成します。

①対象者（以下のすべてに該当する方）

- 夫婦いずれもまたはいずれか一方が新居浜市内に1年以上住所を有する夫婦（事実婚も可）であること（※他の市町村等で助成申請をされる方は対象となりません）
- 夫婦のいずれもが市税を滞納していないこと
- 原則、夫婦双方が受診していること
- 令和6年4月1日より前に不妊治療（タイミング療法、人工授精、体外受精、顕微授精等）を受けたことがないこと
- 夫婦両方の検査終了日が令和6年4月1日以降
- 検査開始時の妻の年齢が43歳未満であること

②対象となる治療等

医師が不妊症の診断のために必要と認める検査（一般不妊治療、特定不妊治療及び当該治療に係る検査、不育症に係る治療及び検査、婦人科健診は含まない）

③助成金額及び助成期間

	助成金額	回数	申請期限
妊娠前検査	上限3万円 (複数回検査を受けた場合は合算可)	1回限り	夫婦のいずれか早い方の検査開始日から1年以内かつ検査が終了した日の属する年度の3月末日

※3月末までに通院があり、年度内の申請が難しい場合は、事前に保健センターにご連絡ください。事前に連絡がないものについては、申請を受け付けることはできません。

④申請方法

申請期限内に、以下の必要書類を保健センターへ提出してください。

(★の様式は新居浜市ホームページからダウンロード可能。)

	必要書類	備考
1	妊娠前検査費助成金交付申請書兼同意書★	氏名は夫婦それぞれが自署。
2	妊娠前検査費助成事業受診等証明書★	主治医に記入を依頼。
3	個人情報確認同意書★	氏名は夫婦それぞれが自署。 個人情報確認同意書を提出していただくことで、保健センターが納税状況を確認。そのために夫婦両方の本人確認書類（写し可）が必要。 ※「個人情報確認同意書」を提出し、納税状況を確認する方のうち、収入のない人や非課税所得のみの人は課税資料がないため、事前に課税課で市県民税申告をお済ませください。
4	夫婦両方の本人確認書類（写し可）	(1)顔写真付きで官公署が発行した次のうちどれか1つ 運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等 写真付証明書（官公署発行） (2) (1)をお持ちでない場合は、次のうちどれか2つ 各種年金証明書等(官公署発行) 社員・学生書、通帳、診察券（官公署以外発行）
5	【法律婚の場合】 戸籍謄本（全部事項証明） 【事実婚の場合】 ア. 夫婦両方の戸籍謄本（全部事項証明） イ. 夫婦両方の住民票 ウ. 事実婚関係に関する申立書★	治療開始時に法律上の婚姻関係（又は事実婚関係）であることの証明書類として必要。 ※年度初回時は原本（3か月以内に発行されたもの）が必要。同一年度2回目以降の申請は写し可。
6	妊娠前検査を受けた医療機関発行の領収書（原本）	クレジット支払い分は、証拠書類（カード会社発行の「カードご利用代金明細書」の写しと、クレジットカード決済口座の通帳の写し）の提出も必要。※HP参照。
7	妊娠前検査費助成金請求書★	請求者と口座名義人は一致させてください。
8	請求者名義の銀行通帳（JA、ゆうちょ銀行も可）	
9	夫及び妻の納税証明書	※ 3「個人情報確認同意書」を提出する場合は不要 自身で発行する場合は、手数料減免のため、申請時に「使用目的 不妊治療助成」、「提出先 健康政策課保健センター」と記入。

妊娠前検査

申請窓口・問い合わせ先

新居浜市保健センター ☎0897-35-1070

